

# 資料4

## 利用料等一覧表

### 【船橋市アンデルセン公園】

本表は、船橋市都市公園条例等に定められた利用料等及び利用料減免に係る内容を  
一覧としたものです。

なお、指定管理者が設定する利用料は、船橋市都市公園条例に定められた利用料を  
上限額として決定することとなります。

## 船橋市アンデルセン公園の利用に係る料金

### 1. 入園料

区分	船橋市都市公園条例に定められた金額 (上限額)
一般	1回 990円
	年間 3,300円
高校生	1回 660円
	年間 2,200円
小・中学生	1回 220円
	年間 1,100円
幼児	1回 110円
	年間 550円

#### 備考

- 1 一般とは、高校生、小・中学生及び幼児以外の者をいう。ただし、4歳未満の者を除く。
- 2 高校生とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 3 小・中学生とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。
- 4 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。
- 5 1回の利用に係る者が25人以上の団体は、1割引とする。

### 2. 遊戯施設等

区分	船橋市都市公園条例に定められた金額 (上限額)
遊戯施設等	1回 330円

### 3. 駐車場

区分	船橋市都市公園条例に定められた金額 (上限額)
大型自動車	1回 2,200円
普通自動車	1回 550円

### 4. 利用料の減免について

利用料については、すでに有料公園として供用されており、公益性及び利用者の利便性などから利用料の減免処置については、次の各号に定めるとおりとする。なお、指定管理者がこの規定を変更する必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれ

を変更することができるが、現在運用している免除又は減免処置について十分留意すること。

- (1) 船橋市都市公園条例第26条第2項第1号に該当する手帳の交付を受けている者が利用するとき入園料及び駐車場料免除
- (2) 船橋市都市公園条例施行規則第13条第3項第1号アに該当する手帳の交付を受けている者が利用するとき入園料及び駐車場料免除
- (3) 船橋市都市公園条例施行規則第13条第3項第1号イ及びウに該当する者が利用するとき入園料免除
- (4) 前第1号及び第2号に該当する者が利用する場合において、当該利用者を介護する者(小学生以上1名に限る)が利用するとき入園料免除
- (5) 船橋市都市公園条例施行規則第13条第3項第1号エに定めるもの
  - ① 船橋市内の幼稚園又は保育所の幼児が、教育・保育上の目的により団体で利用するとき幼児及び引率者の入園料免除
  - ② 船橋市内の小学校又は中学校の小・中学生が、教育・保育上の目的により団体で利用するとき小・中学生及び引率者の入園料免除
  - ③ アンデルセン公園の施設等(ただし、駐車場を除く。)のうち、ドックランのみを利用するとき入園料免除
  - ④ 毎年10月のうち第4日曜日に船橋市民が利用するとき入園料免除
  - ⑤ 教育・保育上の目的により利用する幼稚園又は保育所の幼児の引率者が利用するとき引率者1人並びに幼児10人につき引率者1人入園料免除
  - ⑥ 教育・保育上の目的により利用する小・中学生の引率者が利用するとき引率者1人並びに小・中学生20人につき引率者1人入園料免除
  - ⑦ 利用契約団体の会員が利用するとき団体入園料とする。
  - ⑧ 前売り利用券により利用するとき団体入園料とする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は市と指定管理者が協議し別に定めるものとする。